

令和8年度（2026年度） 吹田市留守家庭児童育成室 入室案内

令和8年度一斉受付期間

令和7年9月26日（金）00：00～11月30日（日）23：59

申請方法

電子申請（オンライン手続）による受付のみ

※前年度の利用の有無にかかわらず、毎年度申請が必要です。

申込ページ（QRコード）



目次

1	入室申請の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	入室申請から利用開始までの流れについて・・・・・・・・	2
3	留守家庭児童育成室について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	入室申請基準について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	延長保育の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	利用に係る料金について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	申請に必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	勤務（内定）証明書・診断書記入の際の注意事項について・・・・・・・・	7
9	保育料・延長保育料の減免について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10	配慮を要する児童の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
11	入室申請後の各種手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12	おやつを提供を中止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・	9
13	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9
14	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11
15	吹田市留守家庭児童育成室一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 入室申請の受付について

申請方法は、電子申請（オンライン手続）のみです。

※ 電子申請以外の方法（FAX、メール、書類等）による受付は行っていません。スマートフォン等をお持ちでない方については、放課後子ども育成室（本庁低層棟3階 311窓口）に設置しているタブレット端末から申請することができます。勤務（内定）証明書等の必要書類を持って窓口にお越しください。

（1）一斉受付について（令和8年4月1日入室希望の方）

受付期間：令和7年9月26日（金）00：00～11月30日（日）23：59

※申請に不備があった場合、受付できません。不備のないことが確認できた日を受付日としますので、一斉受付期間内に不備訂正がなければ、入室選考上、不利になる場合があります。期日までに余裕をもって申請してください。

※新規で「配慮を要する児童（P.8参照）」として利用をお考えの方は、可能な限り、10月31日（金）までに申請してください。

※ 入室申請児童数が各育成室の定員を超えた場合は、入室選考基準に基づいて選考を行います。選考の結果、入室保留（待機）となる場合があります。

※ 電子申請システムは、利用される機器側の推奨環境があります。御利用のインターネット環境によっては、データをすぐに送信できなかったりする場合があります。そのような場合でも受付には一切考慮できませんので、期日までに余裕をもって申請してください。

（2）一般受付（一斉受付期間後の申請）について

受付期間：令和7年12月1日（月）00：00～ 随時

※ 上記（1）の「一斉受付」での受付を優先し、入室の御案内をします。「一般受付」分はその後の御案内となります。そのため、一斉受付分で既に育成室の定員を満たしている場合、入室保留（待機）となります。

一斉受付分で定員を満たしていない場合には、一般受付での受付順で御案内します。なお、受付日が入室希望日の1か月以上前の日である場合は、入室希望日の1か月前の日を入室選考上の受付日とします。

※ 年度途中で入室を申請する場合、入室までに1～2週間かかります。（ただし、配慮を要する児童については受入態勢等を整えるため、数か月を要する場合があります。）

（3）入室申請に当たっての注意事項

ア 保育料、延長保育料、おやつ代を滞納されている方は入室できません。

イ 原則、保護者の育児休業期間中は入室できませんが、令和8年5月1日までに復職する場合に限り、一斉受付期間での受付として令和8年4月1日からの入室が可能です。詳しくはP.10「14 よくある質問」のNo.3を確認してください。

2 入室申請から利用開始までの流れについて

一斉受付（令和7年9月26日（金）00：00～令和7年11月30日（日）23：59）

申請内容の確認（不備確認）

不備「なし」

入室申請受付完了のお知らせ
（令和7年12月中旬頃）

※申請時のメールアドレス宛に送信
します。

不備「あり」

不備通知の郵送
（随時）

※通知文に記載のQRコードから不
備訂正の申請をしてください。

一斉受付期間
「内」に不備訂正

一斉受付期間
「後」に不備訂正

入室選考

※一斉受付期間の入室申請数が定員
を超えた場合に入室選考基準に基
づいて実施

一般受付

（令和7年12月1日（月）00：00～）

※定員に空きがない場合は入室保留（待機）とな
ります。

結果通知の郵送
（令和8年2月中旬～3月上旬頃）

入室「決定」

入室説明会・面談
（令和8年3月中旬頃）

※新規入室児童のみ対象

入室「保留（待機）」

※申請の取りやめ等
で定員に空きが生
じ次第、入室を案内
します。

利用開始（令和8年4月1日）

3 留守家庭児童育成室について

(1) 留守家庭児童育成室とは

保護者が仕事などにより昼間家庭で保育できない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図り、「働くことと育てること」の両立への支援を行っています。

(2) 対象児童

ア 入室申請基準（P.4「4 入室申請基準について」参照）を満たす1～4年生

イ 入室申請基準を満たす「配慮を要する児童」の5、6年生（ただし、4年生当初時から「配慮を要する児童」として継続入室している場合に限る。）

(3) 開室場所

吹田市立の全小学校内（ただし、千里丘北育成室は全学級が小学校の隣接地）

＜直営育成室＞ 15 育成室

＜民間委託育成室＞ 20 育成室

※ 直営・委託の別については、巻末の「15 吹田市留守家庭児童育成室一覧」を御確認ください。

(4) 開室時間

区分	通常保育	延長保育
小学校平常授業時	放課後から 17:00 まで	17:00 から 18:30 まで ※民間委託育成室は 19:00 まで
小学校長期休業時 （夏休み等）	8:30 から 17:00 まで ※一部の民間委託育成室は 8:00 から	
小学校代休日	8:30 から 17:00 まで	
毎月第4土曜日	8:30 から 17:00 まで ※祝日の場合は休室	延長保育はありません

(5) 休室日

土曜日（第4土曜日を除く）、日曜、祝日、国民の休日、12月29日～1月3日、3月31日（令和8年度最終日）

4 入室申請基準について

全ての保護者が以下のいずれかの事由により児童の放課後の保育ができず、他に保育ができる人もいない場合に申請できます。（基準を満たさなくなった場合は退室していただきます。）

事由	基準
就労 (自営含む)	年間を通して、1か月当たりの就労日数が平日（月～金）12日以上かつ勤務時間が1日3時間以上かつ通勤時間を含む勤務終了時間が午後3時以降である場合
病気療養中	保育が困難であると医師が診断する場合
介護・看護	当該児童以外の親族の介護、看護をしており、保育が困難と医師が診断する場合
障がい等	事実上児童の保育が困難である場合（身体障がい者手帳や精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を所持していること）
就学 (大学校、職業 訓練校等)	年間を通して、1か月当たりの就学日が平日（月～金）12日以上かつ就学時間が1日3時間以上かつ就学終了時間が午後3時以降である場合
出産	出産予定日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）から産後8週までの間で保育が困難な場合

5 延長保育の申請について

延長保育を利用する場合、前年度利用の有無にかかわらず毎年度申請が必要です。

(1) 利用要件

次のいずれの要件も満たしている場合、1か月単位で利用することができます。

ア 保護者が就労等の事由により、17：00以降の保育ができない。

イ 遅れることなく、開室時間中に保護者等によるお迎えができる。

※ 何度もお迎えが遅れる場合は延長保育の利用許可を取り消す場合があります。

※ 保護者等とは保護者の他、祖父母、すいたファミリー・サポート・センターや送迎サービスを行う事業所の方を含みます。

(2) 申請方法（電子申請のみ）

ア 入室申請と同時に利用申請する場合

「令和8年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」にて延長保育の利用について「申請する」を選択してください。

イ 入室申請後、延長保育に係る申請（新規利用・変更・中止）をする場合

「令和8年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から、延長保育の利用を開始・変更・中止する月の前月末までに申請してください。

(3) 注意事項

利用申請している月分の延長保育料は、利用状況にかかわらず発生しますので十分注意してください。（延長保育の必要がなくなった場合は、必ず、変更又は中止の手続きをしてください。）

6 利用に係る料金について

(1) 利用に係る料金

区分	金額	支払先
保育料	月額 6,000 円（きょうだい同時入室の場合 2 人目からは半額）	市
延長保育料	月額 2,000 円（きょうだい同時入室の場合 2 人目からは半額）	市
おやつ代	<直営育成室> 月額 2,000 円	市
	<民間委託育成室> 金額や支払方法など、詳細は入室決定後、各育成室から案内があります。	委託事業者

(2) 市への支払方法〔原則、口座振替によりお支払ください。〕

ア 口座振替

令和8年4月分から、新たな口座振替の登録は全てWebでの申込みとなります。

新たに登録可能な金融機関は以下のとおりとなります。

【新規登録可能な金融機関】

三井住友銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行	北おおさか信用金庫
--------	-------	--------	-----------

※ 令和7年度以前に育成室を利用されており、既に振替口座の登録がある方は、上記以外の金融機関であっても、引き続き同じ口座からお支払いいただけます。

※ 口座振替の新規登録希望者には、12月中旬に御案内のメールを送信させていただきますので令和8年4月15日までにお手続きください。

※ 振替日は毎月末（12月のみ28日が月末）となります。ただし、月末が土日祝の場合は翌営業日が振替日となります。

イ 納付書払

- ・ 納期限は毎月末（12月のみ28日が月末）となります。ただし、月末が土日祝の場合は翌営業日が納期限となります。
- ・ 令和8年4月中に一年分の納付書を送付します（大切に保管してください）。
- ・ 延長保育の取りやめ等により年度途中で納付金額が変わる場合、新たな納付書を郵送します。

(3) 注意事項

- ア 過去の保育料・延長保育料（おやつ代）の滞納分の納入が確認できない場合、その世帯の児童の入室は許可しません。
- イ 保育料・延長保育料（おやつ代）が未納で、督促後1か月を経過しても納付がない場合、入室許可を取り消すことがあります。

7 申請に必要な書類について

(1) 必要書類の提出方法

全て電子申請での提出となります。写真やPDF等のデータを各電子申請フォームの最後のページに添付してください。

(2) 提出書類

ア 【保護者全員分が必要】保育を必要とする事由を証明する書類

事由	必要書類	備考
就労 (自営含む)	・勤務(内定)証明書(注)	所定の様式に勤務先事業所が記入 ※国の標準様式(簡易版)でも可
病気療養中	・診断書(注)	所定の様式に担当医師が記入
介護・看護	・診断書(注)	所定の様式に担当医師が記入
障がい者等	・障がい者手帳、療育手帳	氏名及び等級が記載されたページ
就学 (大学校、職業訓練校等)	①就学(在学)証明書(注)又は合格通知書 ②授業時間割	①在学していることが分かる書類と②就学時間が分かる書類の両方が必要
出産	・母子健康手帳	保護者氏名及び出産予定日が分かるもの

(注)「入室希望日からさかのぼって6か月以内に作成されたもの」に限ります。

ただし、一斉受付期間内の申請は、令和7年8月26日以降のものでも可とします。

※ 保育所等の利用申込のために、保育幼稚園室に提出したものでも受け付けます。

※ きょうだいで申請する場合、同じもので構いません(2部作成する必要はありません)。

イ 【該当者のみ】留守家庭児童育成室保育料・延長保育料の減免申請の必要書類

対象世帯	減免の額	申請に必要な添付書類
生活保護世帯	全額	生活保護受給証明書 【吹田市役所生活福祉室で発行します】
令和7年度市民税非課税世帯	全額	令和7年度市民税課税証明書(令和6年の収入) 【令和7年1月1日時点で住民登録があった市町村の住民税担当課で発行されます】 なお、令和7年1月1日時点で吹田市に住民登録があった方で、吹田市が保有する住民税の課税状況を放課後子ども育成室職員が参照することに申請フォーム上で同意された方は証明書の添付は不要です。
令和7年分所得税非課税世帯	半額	令和7年分の源泉徴収票(注)、確定申告書等(令和7年の収入)

(注) 令和7年の収入が確定後、勤務先から発行され次第「令和8年度留守家庭児童育成室使用料減免申請フォーム」から申請してください。

ウ 【該当者のみ】住居の売買契約書又は賃貸契約書の写し(移転先の校区の育成室への入室を申請する場合)

市外からの転入や市内転居の場合は、移転先及び引渡日が確定している場合のみ、申請を受け付けます。

契約者の名義、移転先の住所(地番でも可)、引渡日が確認できる箇所の写しを提出してください。

8 勤務（内定）証明書・診断書記入の際の注意事項について

勤務(内定)証明書や診断書の記入を依頼する際、次の注意点を事業主及び担当医師へ説明してください。

(1) 勤務（内定）証明書

- ア <派遣社員の方> ・ 就労内容が分かる派遣元会社にて証明書を発行してください。
(派遣先で就労内容の詳細が分かる場合は、派遣先での証明でも可とします。)
- ・ 契約期間の記入が必要です。
- イ <支社勤務の方> 支社の責任者又は本社の代表者を証明（代表）者としてください。
※勤務時間は定時を入力してください。

(2) 診断書

- ア 治療見込期間について、「あり」の場合は、期限を必ず記入してください。1年以上の期限が記載されていても、状況確認のために提出が毎年必要です。治療期間が長期にわたり期限を定めることができない場合は、「無期限」にチェックを入れてください。
- イ 疾病者である親族を保護者が介護・看護する場合は、親族の介護・看護をしながら保育ができるか否かを医師の意見等の欄に記入してください。

9 保育料・延長保育料の減免について

減免に当たっては、あらかじめ申請が必要です。各月の納期限（月末）を過ぎてから申請があった場合、さかのぼっての減免はできませんのでご注意ください。

(1) 対象世帯及び減免額

- ア 生活保護世帯【全額免除】
 - イ 令和7年度市民税非課税世帯【全額免除】
 - ウ 令和7年分所得税非課税世帯【半額免除】
- ※ 減免の対象は、保育料及び延長保育料です。おやつ代は減免の対象ではありません。

(2) 必要書類

P.6「7 申請に必要な書類について」の「(2) 提出書類」の②を参照してください。

(3) 申請方法（電子申請のみ）

- ア 入室申請と同時に申請する場合
「令和8年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」にて利用料の減免について「申請する」を選択し、最後のページに書類データを添付してください。
- イ 入室申請後、減免に係る申請をする場合
「令和8年度留守家庭児童育成室使用料減免申請フォーム」にて、最後のページに書類データを添付してください。

10 配慮を要する児童の申請について

通常の入室申請に比べて手続きに時間を要しますので、配慮を要する児童として新規利用をお考えの方は、可能な限り、令和7年10月31日（金）までに申請してください。

（１）配慮を要する児童とは

心身の障がい、発達の課題、医療的ケア等により生活面で配慮を要する児童であり、以下のいずれの要件も満たす児童

- ア 育成室内での集団生活が適当と認められること
- イ 育成室内での専門的な療育、訓練等を必要としないこと

（２）利用までの流れ

ア 電子申請

「令和8年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」内で「配慮を要する児童としての申請」の希望の有無をお聞きます。「する」を選択した上で、フォームにしがいい入力してください。

イ 面談【新規の申請の方のみ】

- ・ 新たに配慮を要する児童として申請をする場合、保護者の方と市担当者の面談が必要となります。所要時間は30分程度です。
- ・ 面談場所は、吹田市役所放課後子ども育成室（本庁 低層棟3階 311窓口）です。
- ・ 日程調整のため、担当者から電話（06-6384-1599）にて連絡します。
- ・ 当日は、児童のこれまでの状況、配慮が必要な理由などをお聞きし、制度についての説明をします。母子健康手帳、発達検査結果及び主治医意見書などがあれば持参してください。

ウ 状況調査【新規の申請の方のみ】

面談後、在籍中の保育園や学校等に市担当者が出向き、集団内での児童の様子を見るとともに、担任等から聞き取りを行います（保護者の同行は不要。遠方の場合は実施しません）。

（３）留意事項

ア 安全上の問題から、保護者等（祖父母や送迎サービスを行っている事業所を含みます）の付添いによる児童の送迎を必須としています。小学校の平常授業日は降室時のお迎えを、小学校休業日は、登室・降室ともに付添いをお願いします。

※ なお、配慮を要する児童として1年以上継続して入室している児童に限り、送迎取りやめの申請が可能となる運用を、令和6年度から試行的に実施しています。

イ 育成室は集団生活の中で友達とかかわりながら成長していくことを目標のひとつとしていますので、できるだけ毎日登室できることが望ましいです。

ウ 放課後にデイサービスや訓練等に行ってから育成室に登室することはできません。

エ 疾病等を有する児童や医療的ケアが必要な児童は、主治医意見書や医療的ケアに関する書類（放課後子ども育成室の窓口で配付）を求める場合があります。詳細は放課後子ども育成室に御連絡ください。

11 入室申請後の各種手続について

入室申請後に以下の手続をする場合は、該当する電子申請フォームから申請してください。

手続内容	申請フォーム名	申請期限
・退室 ・入室申請の取りやめ	令和8年度留守家庭児童育成室の退室又は入室申請取りやめフォーム	<u>退室希望日（入室予定日）の前日まで</u>
延長保育関連 ・新規利用 ・利用月の変更 ・利用の中止	令和8年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム	<u>変更希望月の前月未まで</u>
保育料・延長保育料の減免	令和8年度留守家庭児童育成室保育料等の減免申請フォーム	<u>各月の納期限（月末）まで</u> ※さかのぼっての減免はできません。
利用先の育成室の変更	留守家庭児童育成室の変更入室に係る申請フォーム	随時
その他（利用先の育成室の変更を伴わない場合） ・就労状況の変更 ・世帯状況の変更 ・住所の変更 など	就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム	随時

※ いずれの申請も、手続完了後の取消しは原則できませんので、十分注意の上申請してください。

※ 退室、入室申請の取りやめ、延長保育の利用月変更・利用中止については、保護者からの申請がない場合は手続の完了とはならず、保育料等が発生しますので、注意してください。

※ 減免については、各月の納期限（月末）を過ぎてから申請があった場合、遡っての減額又は免除はできません。

12 おやつ提供を中止する場合

前年度に引き続いておやつ提供を中止する場合でも、毎年度、おやつ中止申請が必要です。

食物アレルギーなど特別な事情がある場合に限り、おやつ提供を中止することができます。

おやつ提供の中止を希望する場合は、放課後子ども育成室までお問合せください。

※ 原則、食物アレルギーによる理由を除き、おやつ提供を中止することはできません。

13 その他

ア 小学校で給食提供がない日は、お弁当の持参が必要となります。

イ 児童が故意に施設の備品等を破損した場合は、実費を保護者に負担していただく場合があります。

ウ 留守家庭児童育成室では保護者相互の連携・親睦を図るために、保護者会が組織され、児童の活動を支援されている場合がありますが、任意団体であり、入会は任意です。

14 よくある質問

(1) 留守家庭児童育成室の申請等について

No.	質問事項	回答
1	令和7年度と令和8年度の入室申請を同時に行うことはできますか。	可能です。「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」と「令和8年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」からそれぞれ申請してください。なお、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類については、証明日が令和7年8月26日以降のものであれば、令和7年度と令和8年度の申請で同じものをお使いいただけます。
2	引越しをする予定ですが、申請できますか。	引越し先の校区の育成室の利用申請をすることができます。その場合、住居の売買契約書又は賃貸契約書を御準備ください。
3	現在、育児休業中ですが、申請できますか。	令和8年5月1日までに復職をされる場合は、一斉受付期間内に申請していただければ、令和8年4月1日入室分として受付します。復職日を勤務（内定）証明書の育児休業の欄又は備考欄に記入していただけてください。また、復職されたことを確認するため、復職後1か月以内に勤務（内定）証明書を御準備いただき「就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム」から申請してください。
4	ひとり親世帯の使用料は減免されますか。	減免対象世帯は、生活保護世帯、市民税及び所得税非課税世帯で、あらかじめ申請のあった方です。上記に該当しない場合は、減免の対象とはなりません。
5	夏休み等の長期休業中のみ利用することはできますか。	育成室は、年間を通しての保育を行っています。そのため、夏休み等の長期休業中のみ利用を前提とした申請は受け付けていません。
6	支援学級に在籍（予定）ですが、必ず配慮を要する児童の申請をしなければいけませんか。	申請が必須というわけではありません。悩まれている場合は、放課後子ども育成室までお問合せください。
7	吹田市に住んでいますが、支援学校や私立小学校に通っています。申請できますか。	お住まいの小学校区の育成室を御利用いただけます。

(2) 申請に必要な書類について

No.	質問事項	回答
8	きょうだいで申請する場合、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類は申請する人数分必要ですか。	同時に申請する場合は、保護者1人につき1部で結構です。きょうだいそれぞれの申請に画像等のデータを添付してください。
9	保育幼稚園室に提出した勤務（内定）証明書や診断書は留守家庭児童育成室の申請にも使用できますか。	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たしていることを確認することができれば、使用できます。ただし、令和7年8月26日以降のものに限ります。
10	転居を伴う申請の場合、土地の契約書や重要事項説明書でも申請することはできますか。	できません。住居（建物）の契約書を添付して申請してください。
11	避難中や離婚調停中で保護者の勤務（内定）証明書を用意することができません。	避難中や離婚調停中であることが分かる書類を添付して申請してください。詳細は放課後子ども育成室までお問合せください。
12	保護者が海外赴任や単身赴任している場合も勤務（内定）証明書は必要ですか。	必要です。
13	現在職業訓練校に通っていますが、入室までに卒業し、入室時点では就労する予定にしている場合はどのようにしたらよいですか。（求職活動中であり、内定は得ていません。）	職業訓練校に通われていることを証明する書類では入室申請を受付することはできず、卒業後に就労される勤務先が発行する勤務（内定）証明書が必要となります。
14	申請から入室までの期間で保育を必要とする事由が変更となる場合の申請はどのようにしたらよいですか。	入室希望日の時点（一斉受付期間の申請の場合、令和8年4月1日時点）での保育を必要とする事由を証明する書類を添付して申請してください。申請後に勤務（内定）先が変更になった場合は「就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム」から申請してください。

15 吹田市留守家庭児童育成室一覧

育成室名称	委託	電話番号
吹 一 育 成 室		6383-0097
吹 二 育 成 室	○	6330-8057
吹 三 育 成 室		6382-9273
東 育 成 室		6382-9371
南 育 成 室		6338-4848
吹 六 育 成 室	○	6382-0096
千 一 育 成 室		6388-1052
千 二 育 成 室	○	6380-6878
千 三 育 成 室		6330-8035
千里新田育成室		6330-8037
佐井寺育成室	○	6387-3934
東佐井寺育成室	○	6388-1820
岸 一 育 成 室		6388-2043
岸 二 育 成 室		6387-6682
豊 一 育 成 室		6330-8043
豊 二 育 成 室	○	6330-8021
江坂大池育成室	○	6330-8019
山 手 育 成 室	○	6388-1023

育成室名称	委託	電話番号
片 山 育 成 室		6388-1039
山 一 育 成 室		6875-2991
山 二 育 成 室	○	6875-2995
山 三 育 成 室	○	6875-0585
東山田育成室		6875-2992
南山田育成室	○	6875-2990
西山田育成室	○	6875-2996
北山田育成室	○	6875-2993
千里丘北育成室	○	6876-0081
佐竹台育成室	○	6833-0323
高野台育成室		6834-7930
津雲台育成室	○	6834-7929
古江台育成室		6834-7928
藤白台育成室	○	6833-1051
青山台育成室	○	6834-7927
桃山台育成室	○	6834-6542
千里たけみ育成室	○	6834-7926

※委託育成室の事業者についてはホームページで御確認ください。

問合せ先

吹田市教育委員会事務局 地域教育部 放課後子ども育成室
(本庁 低層棟3階 311番 窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号(阪急吹田駅下車すぐ)

電話: 06-6384-1599(直通) FAX: 06-6380-6771

メール: houkagokodomo@city.suita.osaka.jp